

「どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための提言案について」(事務局案)に対する意見

国土交通省

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドラインの作成について
(修正案)

「そこで、いわゆる個人情報保護法に基づき、・・・・・・・・、関係機関・団体等間において共有すべき犯罪被害者等に関する情報の内容について全国的に標準化するため、関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドラインを作成するとともに、全国統一的な様式を定める必要がある。その際、支援を行う機関によって必要な情報が異なるため、情報の内容は個別具体的に精査し、最小限に限定したうえで決定すべきである。」
(理由)

犯罪被害者等の支援を行うためには、支援機関が必要かつ十分な情報を適時適切に入手できる必要があるが、情報管理のリスク等を勘案すると、特にセンシティブな犯罪被害者等にかかる詳細な情報を多様な支援機関が常時保有することは望ましくないとする。

従って、共有すべき情報内容は、支援機関の如何にかかわらず最低限必要となる範囲とすべきである。また、支援に必要なより詳細な情報が円滑に伝達されるための連絡体制やどの機関がどのような情報を保有しているかといった情報の整備が必要である。

【内閣府意見】

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報については、関係機関・団体間の「橋渡し」に際し、紹介元機関・団体及び紹介先機関・団体間で共有すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドライン及び様式モデル案を示すことで、犯罪被害者等からの「何度も説明したくない。」といった要望や、「橋渡し」に際して提供している情報と提供してほしい情報の齟齬に対処することを意図しているものであるが、ご指摘のとおり、実際の「橋渡し」の場面では、個々のケースによって対処の仕方がそれぞれ異なることがあり得ると考える。また、個々のケースに応じて弾力的に対処することは、支援全体において求められるものであり、ガイドライン及び様式モデル案そのものをハンドブック・モデル案に盛り込むことを考えているところ、ハンドブック・モデル案の作成及び運用上の留意点を1.(5)として記載しており、ご指摘の意図も含まれるものと思料するが、ご指摘を踏まえ、修正することとしたい。

いわゆる「犯罪被害者カード」の作成について

(「犯罪被害者カード」にかかる意見)

犯罪被害者等のいわゆる二次的被害の防止のため、犯罪被害者カードの作成は有効な対策であると考えられるが、この観点からは、犯罪被害者本人の作成による被害の態様等

を記した任意の文書の提示を受ける方法であっても、公的機関が発行した証明書的な文書であっても効果は変わらないと思われる。

ただし、公的機関が発行するのであれば、基礎的情報を最初に確認できる立場の主体によるべきである。

なお、支援機関が「犯罪被害者カード」の提示を受けたときは、本人確認や支援に必要な情報取得を行うこととなる。その際、犯罪被害者本人から聴取せざるを得ない事項もあることに留意すべきである（例えば、公営住宅への入居申し込みに際しての緊急性の状況など、犯罪被害の態様等に加えて必要な情報が得る）。

【内閣府意見】

いわゆる「犯罪被害者カード」に係る内閣府イメージは、別添参考3のとおりである。
更にご議論いただきたい。

支援に関わる者の倫理綱領の作成について

（修正案）

「そこで、我が国においても、支援に携わる者の研修等のあり方を踏まえ、支援の実情に応じて、支援に携わる者が満たすべき倫理綱領留意すべき事項を作成する必要がある。」

（理由）

支援の内容は、支援機関等の役割によって様々であり、支援に当たって留意すべき事項の広さ、深さも様々であると思われる。また、支援を専門に行う機関と、幅広い行政サービスを総合的に行う中で犯罪被害者等へのサービスを提供している機関とでは、留意すべき事項、力点を置くべき事項が異なるものと思われる。

従って、他の行政サービスの利用者に不都合が出るような、一律の留意事項とするのは避けなければならない、支援機関の実情が反映できるようなものとすべきである。

【内閣府意見】

ご指摘を踏まえ、修正することとしたい。なお、どの機関・団体においても適切な支援を行うためには、支援に携わる者が満たすべき倫理綱領が必要であるが、公的機関・団体においては、法令及び職務上遵守すべき倫理、行動規範等が存するところであり、民間の支援団体それぞれにおいても支援に携わる者が満たすべき倫理綱領を作成することが望ましいことから、その旨の修正を行うこととしたい。